

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(VII-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給を図ること(施策目標VII-3-1) 基本目標VII:安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標3:母子保健衛生対策の充実を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>子ども家庭局母子保健課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>子ども家庭局母子保健課長 小林 秀幸</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>・本施策は、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資することを目的として、母子保健法等に基づき、各種相談・健康の保持・増進に関する事業を実施するものである。 ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)」に基づく一時金を支給するもの。</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>・地域のつながりの希薄化等から、地域において妊産婦の方やその家族を支える力が弱くなっているとの指摘がある。 ・より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要であることから、妊娠・出産を経て子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要である。 ・このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の設置を進めている。 ・同センターを設置している自治体数は、平成31年4月1日時点で983市町村にとどまり、令和2年度末までの全国展開を目指す上で、設置している自治体数は課題となっている。</p>				
	<p>2</p>	<p>・産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施により支援を必要とする産婦を早期に把握し、支援を必要とする産婦に対しては適切なケア等を実施する必要がある。 ・このようなことから、特に支援が必要とされる産前・産後の時期において助産師等による相談支援を行う「産前・産後サポート事業」、退院直後の母子の心身のケアを行う「産後ケア事業」、産婦健康診査事業の推進を図っており、全国の市区町村でこれらが積極的に実施される必要がある。 ・令和元年に議員立法により、産後ケア事業の法制化を内容とする「母子保健法の一部を改正する法律」(令和元年法律第69号)が成立し、公布された。同法の趣旨を踏まえ、「産後ケア事業」をさらに推進する必要がある。</p>				
	<p>3</p>	<p>・近年の晩婚化や初産年齢の上昇などを背景に不妊治療を受ける者が増加している。2017(平成29)年には、体外受精は44万8,210件行われ、同年の体外受精により生まれた子どもの数は5万6,617人にのぼる。2017年の出生数は94万6,065人で、体外受精で生まれた子どもの割合は総出生数のうち5.98%となっている。 ・不妊治療の過程では、身体的負担や精神的な苦痛を伴うこともあるが、これらの悩みは家族、友人など親しい人にも打ち明けづらい場合があり、妊娠・出産に効果的とする治療等の情報が氾濫していることも、不妊に関する悩みの原因の1つとなっている。 ・このため、無料で利用することができ、電話や面接の相談対応や不妊治療に関する情報提供を基本的な業務とし、自治体によっては、不妊に悩む当事者や経験者が集まり、思いを語り合う交流会や最新の不妊治療について学ぶ講演会等を実施する、「不妊専門相談センター」の設置を進めている。 ・同センターを設置している自治体数は、令和元年7月1日時点で76箇所にとどまり、全都道府県、指定都市、中核市における配置を目指す上で、課題となっている。</p>				
	<p>4</p>	<p>平成31年に議員立法である「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が委員長提案で提出され、同月に全会一致で成立した。同法を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要がある。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>令和2年度末までに子育て世代包括支援センターを全国展開すること</p>		<p>子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する役割を担っている。これによって、育児不安や虐待の予防に寄与することができる。ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和2年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。</p>		
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>産前・産後の支援を強化すること</p>		<p>地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中で、特に妊娠期や出産前後は、出産や子育てに不安を感じやすい時期の支援を強化することで、地域において妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備することに資すると考えられる。</p>		
	<p>目標3 (課題3)</p>	<p>不妊専門相談センターを全都道府県、指定都市、中核市に配置すること</p>		<p>不妊専門相談センターは、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談等を行っており、この配置を進めることで、不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制が構築され、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることができる。ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和元年度までに不妊専門相談センターを全都道府県、指定都市、中核市に配置するとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。令和2年度においては、全都道府県において、不妊専門相談支援センターが設置されているため、引き続き、指定都市、中核市への配置を促していく。</p>		
	<p>目標4 (課題4)</p>	<p>「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の円滑な支給</p>		<p>平成31年4月に委員長提案で提出された議員立法であり、同月に全会一致で成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要があるため。</p>		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 子育て世代包括支援センターの整備数(アウトプット)	-	-	全国展開	令和2年度末	全国展開(1,741市区町村)	全国展開(1,741市区町村)	全国展開(1,741市区町村)	全国展開	-	ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、平成32年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 (参考)設置箇所数:296市区町村(720箇所) ※平成28年4月1日時点
達成手段1	補正後予算額(執行額) 平成30年度 令和元年度		令和2年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号
(1) 妊娠・出産包括支援事業(平成26年度)	36.3億円(11.3億円)	38.0億円	47.9億円	1	子育て世代包括支援センターを立ち上げるための準備員の雇い上げ経費や協議会の開催経費等の補助を行うもの。これにより、同センターの設置が促進され、妊産婦等に対する各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果があると見込んでいる。 (参考)子育て世代包括支援センターの運営に係る経費(内閣府予算) ・子ども子育て支援交付金(利用者支援事業) 令和2年度予算案 1,453億円の内数					

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
② 妊娠・出産について満足している者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野11】	63.7%	平成25年度	85.0%	令和6年度	-	-	70.0%	73.0%	-	地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中で、出産施設退院後、より支援の重点化を行うため、この指標を設定した。 目標値については、健やか親子21(第2次)において、令和6年度の目標値として設定した。なお、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年度の目標値を達成するために設定した目安値である。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 なお、令和2年度の目標値については、健やか親子21(第2次)においては定めていないが、令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差を考慮し、便宜的に算出したものである。
3 妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合(アウトカム)	43.0%	平成25年度	100.0%	令和6年度	-	-	75.0%	80.0%	-	地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中で、周産期メンタルヘルスの取組を行うため、この指標を設定した。 目標値については、健やか親子21(第2次)において、令和6年度の目標値として設定した。なお、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年度の目標値を達成するために設定した目安値である。 なお、令和2年度の目標値については、健やか親子21(第2次)においては定めていないが、令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差を考慮し、便宜的に算出したものである。

達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和2年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(2)	産婦健康診査事業(平成29年度)	12.1億円(12.1億円)	12.7億円	18.3億円	2	・退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や産婦の精神状態等の診察)の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整備することを目的としている。	
(1)	妊娠・出産包括支援事業(再掲)(平成26年度)	36.3億円(11.3億円)	38.0億円	47.9億円	2,3	①子育て世代包括支援センター開設準備事業 子育て世代包括支援センターを立ち上げるための準備員の雇い上げ経費や協議会の開催経費等の補助を行うもの。 これにより、同センターの設置が促進され、妊産婦等に対する各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果があると見込んでいる。 (参考)子育て世代包括支援センターの運営に係る経費(内閣府予算) ・子ども子育て支援交付金(利用者支援事業) 令和2年度予算案 1,453億円の内数 ②産前・産後サポート事業 家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、助産師等の専門会や子育て経験者・シニア世代等による相談支援を行う。 ③産後ケア事業 母子への心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。医療機関の空きベッド等を活用して休養の機会を提供する「宿泊型」や、日中のサービスを行う「デイサービス型」、訪問型のサービスを実施する「アウトリーチ型」に分かれる。 これらの事業により、妊産婦に対する心身のケアや育児サポート等の各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果があると見込んでいる。	
(3)	母子保健情報の利活用に係るシステム改修事業	-	12.5億円	-	2,3	「未来投資戦略2018」(平成30年6月閣議決定)において、「個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR(Personal Health Record)について、令和2年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す」とされており、令和2年度からの本格稼働を目指し、乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診や妊婦健診等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築するもの。 市町村で実施している妊婦健診や乳幼児健診の健診項目のうち、標準的な電子的記録様式として定める項目について、データ標準レイアウトの改訂を行い、当該改訂に伴う市町村のシステムの改修経費について補助する。	

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
④ 不妊専門相談センターを配置する自治体数(アウトプット)	-	-	全都道府県・指定都市・中核市	令和2年度	全都道府県・指定都市・中核市(115件)	全都道府県・指定都市・中核市(121件)	全都道府県・指定都市・中核市(125件)	全都道府県・指定都市・中核市	-	ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和元年度までに不妊専門相談センターを全都道府県、指定都市、中核市に配置するとの目標が掲げられている。しかし、令和2年度においては、全都道府県において、不妊専門相談支援センターが設置されており、引き続き、指定都市、中核市への配置を促していくため、当該目標を設定した。 (参考)平成27年度設置自治体数:63件、平成28年度設置自治体数:65件

達成手段3		補正後予算額(執行額)		令和2年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(4)	生涯を通じた女性の健康支援事業(平成8年度)	3.0億円(1.6億円)	2.5億円	15.5億円	4	不妊専門相談センター事業では、不妊や不育症について悩む夫婦等に対し医学的な相談や心の悩み等について相談指導等を実施している。これにより、不妊や不育症について気軽に相談できる体制を確立するとともに、その課題に対応するための適切な体制を構築することに資するものである。	

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
-	-	-	-	-	/	/	-	-	-	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給する事業であるため、達成すべき水準としての測定指標を設定することはなじまないため、参考指標を記載している。
(参考)指標					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
5	一時金の支給件数				/	/	476	/	/	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。

達成手段4		補正後予算額(執行額)		令和2年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号		
		平成30年度	令和元年度						
(5)	旧優生保護一時金支給諸費(令和2年度)	-	-	5.2億円	5	平成31年度予備費において、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給するために必要な経費を計上。 (平成31年4月26日 予備費使用 閣議決定 126億円)			
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度			令和元年度		令和2年度	政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和3年度
		21,465,141(16,108,456)			23,148,749		26,679,620		
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		少子化社会対策大綱(閣議決定)			平成27年3月20日		IVきめ細やかな少子化対策の推進 (1)結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。 (妊娠・出産)		
		すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(子どもの貧困対策会議決定)			平成27年12月21日		Ⅲ児童虐待防止対策強化プロジェクト 1児童虐待の発生予防 ①妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援		
		ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定)			平成28年6月2日		「希望出生率1.8」に向けた取組の方向 (5)若者・子育て世帯への支援		
		まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改定版)(閣議決定)			平成28年12月12日		3政策パッケージ (3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる (ウ)出産・子育て支援 【主な施策】①妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援(「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の提供体制の確保)		
		第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説			令和2年1月20日		来年春までに、子育て世代包括支援センターを全ての市町村に設置する。		